

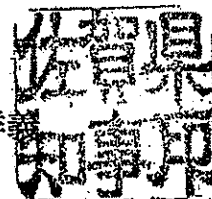
議題(1)(2)参考資料

水産第3173号
令和2年(2020年)2月25日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 徳永重昭 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に
関する計画の変更(案)について(諮問)

このことについて、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項の規定により、県計画の変更を行う必要があります。

については、別添のとおり都道府県計画の変更(案)を作成しましたので、同法第4条第10項で準用する同法第4条第4項の規定により、貴委員会の意見を令和2年3月6日(金)までに求めます。

(担当：農林水産部水産課漁業調整担当 真島)

佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

令和2年1月1日公表

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、玄海と有明海というそれぞれにまったく異なる特性を持つ漁場で営まれている。平成29年の生産量は77千トン（うち海面漁業漁獲量8千トン）、生産額は331億円（うち海面漁業48億円）となっているが、その概要は次のとおりである。

(1) 玄海地域

対馬暖流の影響下にある外洋性の壱岐水道及び唐津湾、伊万里湾などの内湾があり、また多くの離島や瀬、礁に恵まれて好漁場を形成している。

また、唐津港は西日本まき網漁業の水揚げ基地として大きな位置を占めており、水産流通、加工業が盛んである。

漁業就業者数は約1,200人となっており、当地域では水産業が重要な産業のひとつとなっている。

(2) 有明海地域

有明海の湾奥部に位置し、最大6メートルにも及ぶ干満差により干潮時には広大な干潟が広がる。干潟は、筑後川などの河川の河口域を中心に発達しており、これらの河川によって大量の栄養塩が運び込まれるため肥沃度が高い。

このため、貝類を中心として多くの生物が高密度に棲息しており、エツ、ムツゴロウなど特異な環境に適応した独特の生物が数多く棲息している。

また、のり養殖の好適地として極めて高い生産力を有し、のり養殖の生産額は全国第1位となっている。

漁業就業者数は約3,000人のほり、水産業が地域経済の大きな柱のひとつとなっている。

- 2 近年の養殖業を除く漁獲の動向は、周辺海域の資源の減少などの影響により、全体としては減少傾向であり、中高級魚介類も減少傾向を示している。

このため、総生産額は減少傾向を示しており、漁業者の経営は厳しい状況にある。このような状況が続けば、漁業者の減少はさらに続き、また、県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- 1 第1種特定海洋生物資源の平成31年及び令和元年の知事管理量は、以下のとおりである。
ただし、くろまぐろについては別に定める。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
【まあじ】	平成31年1月～令和元年12月	若干

- 2 第1種特定海洋生物資源の令和2年の知事管理量は、以下のとおりである。
ただし、くろまぐろについては別に定める。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
【まあじ】	令和2年1月～12月	若干

第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

まあじを漁獲対象とする漁業は、中型まき網（1そうまき）、いわししき網があるが、本県に定められた数量が若干であることから協定制度等による管理は行わない。しかし、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については中型まき網は現状どおり、いわししき網は現状どおりを目標として、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、今後とも「つくり育て、管理する漁業」を推進し、種苗放流による資源の添加や小型魚の保護等の取組を進めることとする。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (枝料)

平成8・6・14・法律77号
改正平成10・12・18・法律149号
改正平成11・7・16・法律87号
改正平成11・12・22・法律160号 (施行=平13年1月6日)
改正平成13・6・29・法律89号
改正平成13・6・29・法律91号
改正平成19・6・6・法律77号 (施行=平20年4月1日)

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

3 都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県の知事は、都道府県計画(第2項第2号及び第5号に掲げる事項を除く。第8項において同じ。)を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県の知事は、都道府県計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本計画の変更により都道府県計画が基本計画に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県計画に係る都道府県の知事に対し、当該都道府県計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

7 都道府県の知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県計画を変更しなければならない。

8 都道府県の知事は、前項の場合を除くほか、指定海洋生物資源(次条第1項の第一種指定海洋生物資源及び第二種指定海洋生物資源をいう。以下同じ。)の動向、特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して、毎年少なくとも1回、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

9 都道府県の知事は、前項の検討を行うに当たっては、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

10 第3項から第5項までの規定は、第7項又は第8項の規定による都道府県計画の変更について準用する。

(都道府県計画)

第4条 都道府県の知事は、基本計画に即して、前条第2項第6号に掲げる数量又は同項第10号に掲げる量に関し実施すべき施策に関する都道府県の計画(以下「都道府県計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

二 前条第2項第6号に掲げる数量に関する事項

三 前号に掲げる数量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量を定める場合にあつては、その数量に関する事項

四 第2号に掲げる数量(前号に掲げる数量を定めた場合にあっては、その数量。第8条第2項において「第一種特定海洋生物資源知事管理量」という。)に関し実施すべき施策に関する事項

五 前条第2項第10号に掲げる量に関する事項

六 前号に掲げる量のうち第二種特定海洋生物資源の採捕の種類(漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類であつて指定漁業等以外のものに限る。)別に定める量(以下「第二種特定海洋生物資源知事管理努力量」という。)に関する事項

法律第九十五号(平三〇・一二・一四)

◎漁業法等の一部を改正する等の法律 (抜粋)

(漁業法の一部改正)

◎議題(1)に関する条項

(知事管理漁獲可能量の設定)

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量(以下この節及び第二百五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。)を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

◎議題(2)に関する条項

(都道府県資源管理方針)

第十四条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針(以下この章及び第二百五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。)を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理に関する基本的な事項

二 特定水産資源ごとの知事管理区分(都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。)

三 特定水産資源ごとの漁獲可能量(当該都道府県に配分される部分に限る。)の知事管理区分への配分の基準

四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

六 その他資源管理に関する重要事項

3 前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

6 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。

9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

10 第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。